

# 一般社団法人日本気象予報士会広島県支部メールリングリスト細則

(2010年4月24日制定施行)

## (目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本気象予報士会広島県支部(以下、「支部」という。)メールリングリスト(メールアドレス:hiroshima@yoho.jp)の運用について定める

## (支部メールリングリストへの加入要件)

第2条 支部メールリングリストへの加入要件は、支部員であること。または支部員以外の一般社団法人日本気象予報士会の会員であって支部長が認めた者であることとする。

## (支部メールリングリストからの解除要件)

第3条 支部メールリングリストから解除は以下の場合に行う。

- (1) 第2条の要件を失った時。
- (2) 加入者本人が解除を申し出た時。

## 附 則

この細則は、2010年4月24日から施行する。